

議 第 6 号

平成 27 年度 三 島 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

平成 27 年度三島市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 3 4 2, 2 1 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び
限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、
起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は
1, 2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用す
ることができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不
足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 27 年 2 月 19 日提出

三 島 市 長 豊 岡 武 士

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|--------------|--------------|
| 1 分担金及び負担金 | | 千円 17,305 |
| | 1 分担金 | 3,901 |
| | 2 負担金 | 13,404 |
| 2 使用料及び手数料 | | 1,125,556 |
| | 1 使用料 | 1,125,536 |
| | 2 手数料 | 20 |
| 3 国庫支出金 | | 278,870 |
| | 1 国庫補助金 | 278,870 |
| 4 寄附金 | | 1 |
| | 1 寄附金 | 1 |
| 5 繰入金 | | 785,679 |
| | 1 繰入金 | 785,679 |
| 6 繰越金 | | 39,500 |
| | 1 繰越金 | 39,500 |
| 7 諸収入 | | 3 |
| | 1 延滞金加算金及び過料 | 1 |
| | 2 預金利子 | 1 |
| | 3 雑入 | 1 |
| 8 市債 | | 1,095,300 |

| 款 | 項 | 金 額 |
|---|------|------------------|
| | 1 市債 | 千円 1,095,300 |
| 歳 | 入 | 合 計 3,342,214 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|----------|-----------------|
| 1 事業費 | | 千円 1,761,361 |
| | 1 下水道建設費 | 922,125 |
| | 2 下水道管理費 | 839,236 |
| 2 公債費 | | 1,580,753 |
| | 1 公債費 | 1,580,753 |
| 3 予備費 | | 100 |
| | 1 予備費 | 100 |
| 歳 出 合 計 | | 3,342,214 |

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------|---------------------|--------------|
| 平成 2 7 年度公用自動車 | 平成 2 8 年度～平成 3 2 年度 | 1, 0 4 6 |
| 下水道使用料徴収業務委託 | 平成 2 8 年度～平成 3 2 年度 | 1 4 2, 2 1 5 |
| 平成 2 7 年度水洗便所改造資金等利子補給金 | 平成 2 8 年度～平成 3 0 年度 | 3 3 |

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------------|-----------|--------------------|--|---|
| 単独公共下水道事業 | 199,500 | 証書借入 又は 証券発行 | 年 5.00 % 以 内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及 び地方公共団体金融機構 資金について、利率の見 直しを行った後において は、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。 |
| 流域関連公共下水道事業 | 183,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 流域下水道事業 | 59,600 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 特定環境保全公共下水道事業 | 126,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 下水道事業債特別措置分 | 196,500 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 資本費平準化債 | 330,700 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 合 計 | 1,095,300 | | | |